

IMO MSC 109 審議速報

2024年12月2日～12月6日に開催された、国際海事機関(IMO)第109回海上安全委員会(MSC 109)の審議概要をお知らせします。

1. 採択された条約及び関連コードの主要な改正

今回の会合で採択された主要な義務要件は以下の通りです。

(1) IGCコードの改正

アンモニア燃料船の就航を見据え、毒性プロダクトを条件付きで燃料として使用可能にするためのIGCコードの改正。なお、本改正については早期実施を促すサーキュラーの発行が併せて合意された。

【適用】 2026年7月1日発効

(2) IGFコードの改正

IGFコードの見直し及び低引火点燃料に関するガイドライン検討作業の一環として検討された、外板からの最小垂直距離に関するサクシオンウェルの取扱い等に関するIGFコードの改正。

【適用】 2028年1月1日発効

2. 承認された条約及び関連コードの主要な改正

今回の会合で承認された主要な義務要件は以下の通りです。これらは、2025年6月に開催されるMSC 110にて採択される見込みです。

(1) HSCコードの改正

高速旅客船における幼児用及び体重140kgまでの大人用の救命胴衣の数量に関する1994HSCコード及び2000HSCコードの改正。

(2) IGCコードの改正

積付制限、CO2貨物の特別要件等に関するIGCコード1~5, 8~13及び15~19章の改正。

(3) SOLAS条約II-1章の改正

IGFコードの適用対象に引火点によらずガス燃料を含めるSOLAS条約II-1章56の改正。(6.関連)

3. 統一解釈等の承認

今回の会合において承認された統一解釈、ガイドライン及び指針等のうち、主要なものは以下の通りです。

3.1 統一解釈

(1) SOLAS条約III章20.8.4及び20.11並びに決議MSC.402(96)の統一解釈

SOLAS条約III章20.11並びに決議MSC.402(96)は膨張型救助艇にも適用される旨のSOLAS条約III章20.8.4及び20.11の解釈

(2) SOLAS条約II-2章4.5.6.1及びIBCコード3.1.2, 3.1.4及び3.5.3の統一解釈

タンカーの貨物タンクのガスフリー管装置の船首楼への設置に関するSOLAS条約II-2章4.5.6.1及びIBCコード3.1.2, 3.1.4及び3.5.3の解釈

(3) SOLAS条約II-2章の統一解釈

1. タンカーの貨物タンクに圧力センサーを設置する場合のアラームの設定に関するSOLAS条約II-2章4.5.3.2.2及び11.6.3.2の解釈

2. A類機関区域の頂部の定義に関するSOLAS条約II-2章11.4.1の解釈

(4) SOLAS条約II-1章の統一解釈

単一の不可欠な推進機関の要素の信頼性に関するSOLAS条約II-1章26.2の解釈

3.2 ガイドライン及び指針等

(1) タンカーの貨物タンクの火炎侵入防止装置の設計、試験及び設置に関する基準の改正

これまでの改正(MSC.1/Circ.1324)の取入れ及び参照の追加修正を行う タンカーの貨物タンクの火炎侵入防止装置の設計、試験及び設置に関する基準(MSC.1/Circ.677)の改正

(2) アンモニア燃料船に対する暫定ガイドライン

IGF コードの見直し及び低引火点燃料に関するガイドライン検討作業の一環として検討された、アンモニアを燃料として使用する船舶(貨物としてのアンモニアを燃料として使用する船舶を除く)に対する暫定ガイドライン。

4. 目標指向型新造船構造基準(GBS)

SOLAS 条約 II-1 章 3-10 に規定される GBS (Goal-based standard)により、船の長さが 150 m 以上である油タンカー及びばら積貨物船は、GBS の機能要件に適合した船級協会の規則に従って、設計・建造することが要求されます。GBS では、各船級協会の規則が GBS の機能要件に適合していることを確認するための適合監査が要求されており、GBS 適合検証ガイドライン(MSC.454(100))に基づき、IMO により定期的な適合維持監査が実施されます。

今回の会合では、IACS 共通構造規則(CSR)の基礎として使用される波浪発現頻度表を規定する IACS Recommendation No.34 の 2022 年改正(Rec.34/Rev.2)に対する GBS 監査報告及び IACS の対応について議論が行われ、波浪データのより詳細な説明を加えることが合意されました。

5. 自動運航船関連要件の検討

船舶の自動化に関する研究が進んでいる中で、自動運航船に適用すべき条約要件について MSC で検討を行っています。現在、目標及び安全性・オペレーション・セキュリティ等の項目毎の機能要件を規定した、自動運航船に関する非強制コードの策定作業が進められています。

今回の会合では、2024 年 9 月に開催された中間作業会合の報告等に基づき、リスク評価、コネクティビティ、遠隔オペレーションの章が最終化されました。また、今後の作業計画について見直しされ、2025 年後半に

新たに中間作業会合を開催し、2026 年開催予定の MSC 111 にて非強制コードを最終化することが合意されました。強制コードの策定については変更なく、非強制コード策定後、2030 年までの採択を目標に検討される予定です。

なお、非強制コードの構成は概ね以下になる予定です。

Part 1: イントロダクション(コードの目的, 適用について)

Part 2: 自動運航船及び遠隔操船施設(ROC)に係る機能に対する主要原則(認証と検査, 認証プロセス, リスク評価, オペレーショナルコンテキスト, 人的因子等)

Part 3: 具体的な要件(航海, 遠隔オペレーション等の詳細な項目毎の機能要件と期待性能)

6. 温室効果ガス(GHG)排出削減に向けた新技術及び代替燃料

MSC 107 において、温室効果ガス(GHG)排出削減に向けた新技術及び代替燃料のリスト化及びそれらの技術的な評価並びにそれらの使用を妨げる可能性のある既存の要件における安全上の障害及びギャップの検討が開始されました。リストの作成作業がコレスポンデンスグループにて行われており、2025 年 6 月開催予定の MSC 110 に報告される予定です。

また、2024 年 9 月に開催された貨物運送小委員会(CCC 10)において、ガス燃料について引火点によらず IGF コードの適用対象とすべき、との提案がありました。今回の会合で審議した結果、IGF コードを低引火点燃料だけでなく、全てのガス燃料に適用するための SOLAS 条約 II-1 章 56 の改正案が承認されました。次回の MSC 110 で採択される予定です。

7. サイバーリスクマネジメント

船上におけるサイバーセキュリティの重要性及びセキュリティリスク対策の必要性の高まりから、非強制の海事分野サイバーリスクマネジメントに関するガイドライン(MSC-FAL.1/Circ.3/Rev.2)が策定されています。

前回の会合において、近年のサイバーコネクテッドシステムの利用増加等を踏まえた当該ガイドラインの改正案が承認されました。このガイドライン案は 2025 年 3 月開催予定の第 49 回簡易化委員会(FAL 49)にて承認された後、MSC-FAL サーキュラーとして発行される予定です。

今回の会合では、海事サイバーセキュリティを高め

るための次のステップとして、船舶及び港湾施設を対象としたさらなるサイバーセキュリティ基準の必要性について合意され、次回以降の MSC において議論するため、本議題の目標完了年を 2026 年まで延長することが合意されました。

日本海事協会 国際部は、国際動向等に関する情報を、皆様に迅速にお伝えしていきます。

本件に関してご不明な点は、国際部までお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 別館 国際部

住所: 東京都千代田区紀尾井町3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2038

Fax: 03-5226-2734

E-mail: xad@classnk.or.jp

1. Disclaimer

ClassNK does not provide any warranty or assurance in respect of this document.

ClassNK assumes no responsibility and shall not be liable for any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information in this document.

2. Copyright

Unless otherwise stated, the copyright and all other intellectual property rights of the contents in this document are vested in and shall remain vested in ClassNK.